

宿毛市 農地利用最適化推進委員

(再募集案内)

令和2年7月19日の宿毛市農業委員会委員の任期満了に伴い農地利用最適化推進委員の募集を令和2年4月1日から4月30日まで行いましたが、一部の区域で募集定員に達しませんでしたので、次のとおり募集します。

	項目	農地利用最適化推進委員
1	募集方法	個人や法人・団体からの推薦および一般募集
2	募集人数	1名(4番・宿毛市平田地区) 平田町戸内、黒川全域
3	職務	区域内の農地利用の最適化の推進を図る
4	資格	選任予定日において、次の全てに該当すること (1)宿毛市に住所を有すること(例外あり) (2)公租公課使用料等に滞納がないこと (3)農業委員会法第8条第4項 ※に該当しないこと ※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
5	届出方法	推薦者は区域単位で市の定める推薦書を、応募者は区域単位で市の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。
6	募集期間	令和2年5月15日～5月29日
7	任期	選任された日(令和2年7月20日以降)～令和5年7月19日
8	報酬	月額 22,000円 ※上記報酬に加え、農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて国から交付される範囲内で規則で定めた額(活動月数に応じて上限 年額 84,000円)を支給します。
9	選任方法	受付終了後に推薦および募集状況を公表し、農業委員会で選出し、委嘱します。
10	その他	(1) 申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 (2) 身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。

(問い合わせ先)農業委員会事務局 Tel 63-1101

宿毛市 農地利用最適化推進委員

(再募集案内)

令和2年7月19日の宿毛市農業委員会委員の任期満了に伴い農地利用最適化推進委員の募集を令和2年4月1日から4月30日まで行いましたが、一部の区域で募集定員に達しませんでしたので、次のとおり募集します。

	項目	農地利用最適化推進委員
1	募集方法	個人や法人・団体からの推薦および一般募集
2	募集人数	1名(5番・宿毛市山奈町芳奈・沖の島地区) 芳奈全域・山田の一部(長尾・竹石)・沖の島全域
3	職務	区域内の農地利用の最適化の推進を図る
4	資格	選任予定日において、次の全てに該当すること (1)宿毛市に住所を有すること(例外あり) (2)公租公課使用料等に滞納がないこと (3)農業委員会法第8条第4項 ※に該当しないこと ※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
5	届出方法	推薦者は区域単位で市の定める推薦書を、応募者は区域単位で市の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。
6	募集期間	令和2年5月15日～5月29日
7	任期	選任された日(令和2年7月20日以降)～令和5年7月19日
8	報酬	月額 22,000円 ※上記報酬に加え、農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて国から交付される範囲内で規則で定めた額(活動月数に応じて上限 年額 84,000円)を支給します。
9	選任方法	受付終了後に推薦および募集状況を公表し、農業委員会で選出し、委嘱します。
10	その他	(1) 申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 (2) 身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。

(問い合わせ先)農業委員会事務局 Tel 63-1101